

資料 1

南相馬市農業農村活性化施設の廃止について

1 概要

農業農村活性化施設（ハートランドはらまち）は、地域資源を活用し農業農村体験交流による地域の活性化を図るため、平成元年から平成4年までに整備した施設であるが、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、現在も閉鎖している状況にある。

このことから、当該施設のあり方を検討するため、第三者を含めた委員で組織する「農業農村活性化施設に係る対応方針検討委員会」を設置し、施設状況・利用状況・公共性・対策費用等について検討を行った結果、当該施設はこれまで延べ約61,000人の農業農村体験に係る交流人口を創出してきたところであるが、震災前から利用者数が減少傾向にあったこと及び整備から約28年が経ち耐用年数も経過していることを鑑みれば、所期の目的は達成し一定の役割を終えたと判断し、用途廃止（解体・撤去）とする結果に至った。

これにより、農業農村活性化施設を用途廃止（解体・撤去）することとし、その設置及び利用等について定める南相馬市農業農村活性化施設条例及び施行規則を廃止するものである。